

令和8年度

石狩管内社会教育委員連絡協議会

総 会



日 時	令和8年4月15日（水）14時30分から
会 場	千歳市役所第2庁舎（2階）会議室5・6
事務局	千歳市教育委員会生涯学習課

～ 次 第 ～

1 開 会

2 主催者挨拶 石狩管内社会教育委員連絡協議会会長 蓬田 恒春

3 来賓挨拶 北海道教育庁石狩教育局長 行徳 義朗 様

4 議長選出

5 議 事 報告第1号 令和7年度 事業報告
報告第2号 令和7年度 収支決算報告
報告第3号 令和7年度 会計監査報告

議案第1号 令和8年度 活動方針（案）
議案第2号 令和8年度 事業計画（案）
議案第3号 令和8年度 収支予算（案）
議案第4号 役員改選（案）

6 議長退任

7 そ の 他

8 閉 会

◇情報提供：石狩教育局教育支援課

◇情報交換：各市町村社会教育委員の会活動について

令和7年度 事業報告

1 石狩管内社会教育委員連絡協議会総会

日時：令和7年4月16日（水）

内容：令和6年度事業報告、収支決算報告、監査報告

令和7年度活動方針（案）、事業計画（案）、収支予算（案）

2 北海道社会教育委員連絡協議会通常総会

日時：令和7年4月18日（金）

内容：令和6年度事業報告、収支決算報告、監査報告

令和7年度活動方針（案）、事業計画（案）、収支予算（案）

3 第45回北海道市町村社会教育委員長等研修会

日時：令和7年7月7日（月）～8日（火）

会場：かでの2・7

内容：

(1) 基調講演

演題：「北海道における外国人受け入れの現状と地域社会における共生の取り組み」

講師：北海道大学高等教育推進機構国際教育研究部 准教授 平田 未季 氏

(2) 分科会（グループワーク）

テーマ「事例をもとに多文化共生社会について考える」

4 第64回北海道社会教育研究大会（檜山大会）

兼 全国社会教育委員連合北海道ブロック大会

日時：令和7年11月7日（金）

会場：今金町総合体育館「あいきゅーぶ」

内容：

(1) 表彰式 令和7年度北海道社会教育委員連絡協議会表彰

(2) パネルディスカッション

演題：「持続可能な地域社会の実現に向けて」

パネラー：江差町社会教育の会 委員長 片石 明廣 氏

乙部町社会教育委員会 委員長 林 一夫 氏

上ノ国町社会教育委員会 委員長 森 定宏 氏

オブザーバー：北海道教育大学函館校 齋藤 往人 氏

ファシリテーター：奥尻町教育委員会 主査 桜花 晶子 氏

(3) 特別講演

演題：「これからの地域社会と社会教育委員のあり方について」

講師：北海道教育大学函館校 齋藤 往人 氏

(4) 分科会 第1分科会 地域コミュニティ 第2分科会 家庭教育

第3分科会 青少年教育 第4分科会 地域の環境

5 石狩管内市町村社会教育委員等研修会

日時：令和7年11月20日（木）※フォーラム石狩と合同開催

会場：恵庭市民会館 中ホール

内容：

(1) パネルトーク

テーマ「それぞれの立場から見える子どもの抱える課題」

パネラー：千歳市立向陽台小学校教頭 光野 明彦 氏

北海道札幌月寒高等学校教頭 大野 直也 氏

恵庭市立柏小学校 PTA 会長 相馬 伸太郎 氏

北海道高等学校 PTA 連合会石狩支部 支部長 街道 美恵 氏

特定非営利法人こども・コムステーション・いしかり理事長

伊藤 美由紀 氏

(2) 交流・協議

テーマ「子どもの抱える課題とその解消に向けて」

交流会対象者：来場者及びオンライン参加者

(3) 講話・まとめ

テーマ「子どもの抱える課題の解消に向けた、学校・家庭・地域の連携・協働」

講師：北海道医療大学看護福祉学部福祉マネジメント学科 准教授 福間 麻紀氏

《報告第2号》

令和7年度 収支決算報告

【収入の部】

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	摘要
繰越金	484,561	484,561	0	
助成金	85,000	85,000	0	道社連協 85,000円
負担金	258,000	255,000	△ 3,000	管内市町村 社会教育委員 @3,000円×85名
雑収入	439	915	476	預金利息
計	828,000	825,476	△ 2,524	

【支出の部】

(単位：円)

科目	予算額 (A)	決算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	摘要
事務費	13,000	11,550	△ 1,450	郵送料、振込手数料
研修費	70,000	0	△ 70,000	管内研修事業費
負担金	258,000	255,000	△ 3,000	道社連協負担金 @3,000円×85名
参加旅費	15,000	3,240	△ 11,760	道社連総会・理事会 参加旅費
助成金	0	84,120	84,120	道社連協助成金返金 84,120円 (助成金85,000円-振込手数料880円)
予備費	472,000	0	△ 472,000	
計	828,000	353,910	△ 474,090	

(収入)

(支出)

(次年度に繰越)

(単位：円)

825,476 - 353,910 = 471,566

令和7年度 会計監査報告

令和7年度会計に係る監査を執行したので、その結果を下記のとおり報告します。

- | | |
|----------|---|
| 1 監査完了期日 | 令和8年4月15日 |
| 2 監査の対象 | 令和7年度会計 |
| 3 監査の結果 | 関係帳簿及び書類等につき総合的に審査した結果、適正に処理されていることを認めます。 |

令和8年4月15日

石狩管内社会教育委員連絡協議会

監事 (恵庭市) 松田 一則

代理 平井 梓

監事 (新篠津村) 佐藤 千佳

令和 8 年度 活動方針（案）

人口減少・少子高齢化の深刻化、地域コミュニティ・交流の希薄化、学校・社会が抱える複雑化・困難化等の様々な課題の解決に対処しつつ、人生 100 年時代の到来、進化が著しい AI 技術を活用したデジタル社会・障がい者や外国人を含む共生社会・「こどもまんなか」社会の実現といった現代的ニーズへの対応など、社会教育に求められる役割やニーズが変化しています。

社会教育による地域課題の解決に向け持続的な地域コミュニティの基盤強化を図ることや誰一人取り残されず全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けて、社会教育の果たす役割は重要になっています。

社会教育は、学びを通じて個人の成長を期するとともに、地域社会の発展に重要な意義と役割を持つものであり、その要となるのが、学びの場を通じた地域住民相互の「つながり」です。住民自らが地域の担い手として、よりよい地域づくりに主体的に関わっていくことが求められています。

社会教育委員制度は、社会教育行政に地域住民の意見を反映させるために教育委員会の諮問機関として設けられているものです。私たち自身が積極的に学び、地域住民のニーズや地域課題を把握し、社会教育行政に反映させることによって、地域づくりの一翼となる活動を推進していきましょう。

石狩管内社会教育委員連絡協議会の歴史と伝統を引継ぎ、責務の重要性を自覚し、研修機会を積極的に設け、自己研鑽や相互交流を図るなかで、北海道社会教育委員連絡協議会と連携しながら、石狩管内の社会教育の充実と発展を目指して活動してまいります。

〔推進事項〕

- 1 地域が今どんな課題を抱えているか、そのためにどんな学習が求められているかに関心を持ち、自らが積極的に学び、地域住民との対話をすすめ、社会教育の振興、生涯学習の推進に努めます。
- 2 研修活動や情報交流活動を積極的に行い、社会教育委員としての役割の自覚と資質向上を図るとともに、社会教育関係職員とともに学び、協働しながら、研修成果を地域に還元します。
- 3 教育委員会との情報の共有に努め、学校教育と社会教育との連携をすすめます。

令和8年度 事業計画（案）

1 石狩管内社会教育委員連絡協議会 総会

日時：令和8年4月15日（水）

会場：千歳市役所

内容：令和7年度事業報告、収支決算報告、会計監査報告

令和8年度活動方針（案）、事業計画（案）、収支予算（案）など

2 北海道社会教育委員連絡協議会 通常総会

日時：令和8年4月17日（金）

会場：かでの2・7

内容：令和7年度事業報告、決算報告、会計監査報告

令和8年度活動方針（案）、事業計画（案）、収支予算（案） など

3 第46回北海道市町村社会教育委員長等研修会

日時：令和8年7月16日（木）～17日（金）

会場：16日（第2水産ビル）、17日（かでの2・7）

主題：未定

4 第65回北海道社会教育研究大会（宗谷大会）兼

全国社会教育委員連合北海道ブロック大会

日時：令和8年11月12日（木）～13日（金）

会場：稚内総合文化センター

主題：未定

5 石狩管内市町村社会教育委員等研修会

日時：令和8年11月頃 ※フォーラム石狩と合同開催（予定）

会場：未定

主題：未定（講義、協議など）

石狩市（開庁地）

《議案第 3 号》

令和 8 年度 収支予算（案）

【収入の部】

（単位：円）

科目	R 7 予算額 (A)	R 8 予算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	摘要
繰越金	484,561	471,566	△ 12,995	
助成金	85,000	85,000	0	道社連協 85,000円
負担金	258,000	340,000	82,000	管内市町村 社会教育委員 @4,000円×85名
雑収入	439	1,434	995	預金利息 ほか
計	828,000	898,000	70,000	

【支出の部】

（単位：円）

科目	R 7 予算額 (A)	R 8 予算額 (B)	比較増減 (B) - (A)	摘要
事務費	13,000	10,000	△ 3,000	事務用品、郵便代、振込手数料、会場 使用料等
研修費	70,000	70,000	0	管内研修事業費
負担金	258,000	340,000	82,000	管内市町村 社会教育委員 @4,000円×85名
参加旅費	15,000	6,000	△ 9,000	道社連総会・理事会 参加旅費等
予備費	472,000	472,000	0	
計	828,000	898,000	70,000	

役員改選（案）

石狩管内社会教育委員連絡協議会規約第7条により、次のとおり
役員を改選いたしたく承認を求めます。

（別表 役員・研修会場等の割当表参照）

（令和8・9年度 役員）

会 長	（北広島市社会教育委員の会議 委員長）	<u>藤崎 利博</u> 氏
副会長	（恵庭市社会教育委員の会議 委員長）	<u>選考中（改選期）</u> 氏
監 事	（新篠津村社会教育委員 委員長）	<u>佐藤 千佳</u> 氏
監 事	（石狩市社会教育委員の会議 委員長）	<u>木村 純</u> 氏

（令和6・7年度 役員）

会 長	（千歳市社会教育委員の会議 委員長）	蓬田 恒春 氏
副会長	（北広島市社会教育委員の会議 委員長）	藤崎 利博 氏
監 事	（恵庭市社会教育委員の会議 委員長）	松田 一則 氏
監 事	（新篠津村社会教育委員 委員長）	佐藤 千佳 氏

役員・研修会場等の割当表

年度	会 長 (事務局)	副会長	監 事	研修会場	備 考
平成26	恵庭市	新篠津村	石狩市	当別町	道社連協理事：恵庭市 道社連協監事：新篠津村 道社連協評議員：石狩市
27			江別市	石狩市	
28	新篠津村	石狩市	江別市	江別市	道社連協理事：新篠津村 道社連協監事：石狩市 道社連協評議員：江別市
29			当別町	北広島市	
30	石狩市	江別市	当別町	恵庭市 フォーラム石狩と合同 (開催地：恵庭市)	道社連協理事：石狩市 道社連協監事：江別市 道社連協評議員：当別町
31			千歳市	千歳市 (フォーラム石狩 開催地：新篠津村)	
令和2	江別市	当別町	千歳市	新篠津村 (新型コロナウイルスにより中止)	道社連協理事：江別市 道社連協監事：当別町 道社連協評議員：千歳市
3			北広島市	江別市 フォーラム石狩と合同 (開催地：江別市)	
4	当別町	千歳市	北広島市	オンライン フォーラム石狩と合同 (オンライン開催地：千歳市)	道社連協理事：当別町 道社連協監事：千歳市 道社連協評議員：北広島市
5			恵庭市	当別町 フォーラム石狩と合同 (開催地：当別町)	
6	千歳市	北広島市	恵庭市	石狩市 フォーラム石狩と合同 (開催地：北広島市)	道社連協理事：千歳市 道社連協監事：北広島市 道社連協評議員：恵庭市
7			新篠津村	江別市 フォーラム石狩と合同 (開催地：恵庭市)	
8	北広島市	恵庭市	新篠津村	北広島市	道社連協理事：北広島市 道社連協監事：恵庭市 道社連協評議員：新篠津村 令和9年度創立70周年記念事業実施 及び第66回北海道社会教育研究大会 (石狩大会)開催
9			<u>石狩市</u>	恵庭市	
10	恵庭市	新篠津村	<u>石狩市</u>	千歳市	道社連協理事：恵庭市 道社連協監事：新篠津村 道社連協評議員：石狩市
11			江別市	新篠津村	
12	新篠津村	<u>石狩市</u>	江別市	当別町	道社連協理事：新篠津村 道社連協監事：石狩市 道社連協評議員：江別市
13			当別町	石狩市	

↑ 研修会がフォーラム石狩と合同開催の場合、フォーラム石狩開催地を会場とする。

※1 年度の会長職は、道社連協理事となる。

※2 年度の副会長職は、道社連協監事となり、上段の監事職は、道社連協評議員と

石狩管内社会教育委員連絡協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、石狩管内社会教育委員連絡協議会と称し、事務局を会長所在地市町村の教育委員会に置く。

(組織)

第2条 この会は、石狩管内市町村の社会教育委員及び社会教育に関する審議会等委員で組織する。

(目的)

第3条 この会は、石狩管内各市町村社会教育委員等が連絡協議を図り、石狩管内の社会教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、第3条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 会員資質の向上の研鑽
- (2) 管内的な社会教育事業の協力
- (3) 社会教育の調査研究
- (4) 社会教育相互の情報交換
- (5) その他目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員の仕事)

第6条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代理する。

3 理事は、会務を分担する。

4 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事及び任期)

第7条 役員は、総会で選出する。

2 会長、副会長及び理事は、各市町村の委員を代表する者から選考する。

3 任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局員)

第8条 事務局長及び事務局員は、会長が委嘱する。

(総会及び役員会)

第9条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、毎年1回会長が招集し、事務報告及び決算、事業計画及び予算、役員選出、規約改正その他重要事項について審議決定する。

3 役員会は、総会決定事項の執行及び緊急事項の処理に当たる。

4 会長は、必要に応じ、臨時総会を招集することができる。

(経理)

第10条 この会の経理は、会費、助成金、その他をもって充てる。

(会計)

第11条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

本会の規約は、昭和32年3月13日から施行する。

附 則

本会の規約は、昭和38年5月15日から施行する。(一部改正)

附 則

本会の規約は、昭和39年4月23日から施行する。(一部改正)

附 則

本会の規約は、昭和42年6月19日から施行する。(一部改正)

附 則

本会の規約は、昭和44年5月10日から施行する。(一部改正)

附 則

本会の規約は、昭和47年9月8日から施行する。(一部改正)

附 則

本会の規約は、平成12年4月21日から施行する。(一部改正)

附 則

本会の規約は、平成17年4月15日から施行する。(一部改正)

